ゴビオプス・ヤシャ（ヤシャハゼ）、ノゴビオプス・ネマトデス（ヒレナガネジリンボウ）、ミュエルシナ・ニグリヴィルガタ（クロオビハゼ）、クリプトケントゥルス・ニグロケルラトゥス（クロホシハゼ）、クリプトケントゥルス・ストリギルリケプス（ヒノマルハゼ）、クリプトケントゥルス・カエルレオマクラトゥス（タカノハハゼ）、クリプトケントゥルス・メラノプス（オイランハゼ）、クリプトケントゥルス・セリクス（フタホシカノハハゼ）、クリプトケントゥルス・キンクトゥス（ギンガハゼ）、トミヤミクテュス属の一種（ホタテツノハゼ）、アムブリュエレオトリス・グタタ（ヤマブキハゼ）、アムブリュエレオトリス・ヤノイ（ヤノダテハゼ）、アムブリュエレオトリス・マスイ（マスイダテハゼ）、アムブリュエレオトリス・ラングダルリ（ニチリンダテハゼ）、アムブリュエレオトリス・ディアゴナリス（ハチマキダテハゼ）、アムブリュエレオトリス・ペリフュタルマ（ダンダラダテハゼ）、アムブリュエレオトリス・ステイニトズィ（ヒメダテハゼ）、アムブリュエレオトリス・ウエレリ（クビアカハゼ）、パラゴビオドン・カサイ（カサイダルマハゼ）、パラゴビオドン・モデストゥス（ヨコレダルマハゼ）、パラゴビオドン・キサントソムス（アカネダルマハゼ）、パラゴビオドン・エキノケファルス（ダルマハゼ）、ヴァレンキエンネア・ヘルスティンゲニイ（クロイトハゼ）、ヴァレンキエンネア・セクスグタ（ミズタマハゼ）、ヴァレンキエンネア・ロンギピンニス（サザナミハゼ）、ヴァレンキエンネア・プエルラリス（オトメハゼ）、ヴァレンキエンネア・パルヴァ（ヒメクロイトハゼ）、ヴァレンキエンネア・エランダルリ（アオハチハゼ）、ヴァレンキエンネア・ストリガタ（アカハチハゼ）、ヴァレンキエンネア・ベルラ（アカネハゼ）、トゥリマ・シェパルディ（ニンギョウベニハゼ）、トゥリマ・カウドマクラトゥム（アオギハゼ）、トゥリマ・フラヴァトゥルム（ヒメアオギハゼ）、トゥリマ・タイロリ（オヨギベニハゼ）、トゥリマ・オキナワエ（オキナワベニハゼ）、トゥリマ・ミナワエ（ホシクズベニハゼ）、トゥリマ・ナウデイ（チゴベニハゼ）、グンネルリクテュ・ヴィリデスケンス（ダイダイオオメワラスボ）、ネマテレオトリス・マグニフィデコラ（アケボノハゼ）、ネマテレオトリス・カタテハゼ）、ネマテレオトリス・ゼブラ（ゼブラハゼ）、プテレレオトリス・ヘテロプテラ（オグロクロユリハゼ）、プテレレオトリス・モノプテラ（ヒメユリハゼ）、プテレレオトリス・エヴィデス（クロユリハゼ）、プテレレオトリス・グラムミカ（スジクロユリハゼ）、プテレレオトリス・ドゥイ（サツキハゼ）、プテラタクス・ピナトゥイ（アカククリ）、プテラタクス・オルビクラリス（ナンヨウツバメウオ）、プテラタクス・テイラ（ツバメウオ）、ザンクルス・コルヌトゥス（ツノダシ）、ゼブラソマ・ヴェリフェルム（ヒレナガハギ）、オドヌス・ニゲル（アカモンガラ）、プセウドバリステス・フスクス（イソモンガラ）、バリストイデス・コンスピキルルム（モンガラカワハギ）、スフラメン・クリュソプテルム（ツマジロモンガラ）、スフラメン・ブルサ（ムスメハギ）、バリスタプス・ウンドゥラトゥス（クマドリ）、リネカントゥス・アクレアトゥス（ムラサメモンガラ）、リネカントゥス・レクタングルス（タスキモンガラ）、リネカントゥス・ヴェルルコスス（クラカケモンガラ）、クサンティクテュス・アウロマルギナトゥス（ホシモンガラ）、オクスユモナカントゥス・ロンギロストゥリス（テングカワハギ）、ペルヴァゴル・メラノケファルス（ヌリワケカワハギ）、オストラキオン・メレアグリス（クロハコフグ）、オストラキオン・クビクス（ミナミハコフグ）、カンティガステル・オケリキンクタ（クマドリキンチャクフグ）、カンティガステル・ヴァレンティニ（シマキンチャクフグ）、カンティガステル・アキシオロガ（ハナキンチャクフグ）、カンティガステル・ヤンティノプテラ（シボリキンチャクフグ）、カンティガステル・エピラムプラ（モンキンチャクフグ）、カンティガステル・アムボイネンシス（ロマフキンチャクフグ）、アロトロン・ニグロプンクタトゥス（ロクテンフグ）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５３９６号

大阪市城東区東中浜９丁目４番１号

債務者　堀尾　真一

1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０号

大阪市北区同心２丁目５番16号　岡本ビル412号室

債務者　木下　博貴

1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６号

大阪市浪速区戎本町１丁目７番19―1208号、事業所所在地大阪市西成区千本中２丁目３―19

債務者　ＮＥＸＴ―Ｋこと　桂　光彰

1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで

大阪地方裁判所第６民事部